

令和6年度 太良町利用者負担額（保育料）一覧表

上段	1人目
中段	2人目
下段	3人目以降

【3号】保育標準時間・短時間認定

階層区分		種別	摘要	標準時間認定		短時間認定		副食費
区分				月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	
1 生保世帯		一般	基準額	0	0	0	0	免除
			半額	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	
2 市町村民税 非課税世帯		母子等	基準額	0	0	0	0	免除
			半額	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	
3 市町村民税 所得割課税世帯 48,600円未満	多子カウント 年齢制限なし	一般	基準額	0	0	0	0	免除
			半額	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	
	《一般世帯》 《ひとり親世帯等》	母子等	基準額	6,800	6,800	6,800	6,800	免除
			半額	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	
		一般	基準額	15,600	15,400	15,400	15,400	免除
			半額	7,800	7,700	7,700	7,700	
			0	0	0	0	0	
4-1 所得割課税 57,700円未満		母子等	基準額	6,800	6,800	6,800	6,800	免除
			半額	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	
4-2 所得割課税 57,700円未満		一般	基準額	21,000	20,700	20,700	20,700	免除
			半額	10,500	10,350	10,350	10,350	
			0	0	0	0	0	
4-3 所得割課税 72,800円未満	多子カウント 年齢制限なし	母子等	基準額	6,800	6,800	6,800	6,800	免除
			半額	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	
4-4 所得割課税 72,800円未満	《ひとり親世帯等》	一般	基準額	21,000	20,700	20,700	20,700	4,500
			半額	10,500	10,350	10,350	10,350	
			0	0	0	0	0	
4-5 所得割課税 77,101円未満		母子等	基準額	6,800	6,800	6,800	6,800	免除
			半額	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	
4-6 所得割課税 77,101円未満		一般	基準額	25,000	24,600	24,600	24,600	4,500
			半額	12,500	12,300	12,300	12,300	
			0	0	0	0	0	
4-7 所得割課税 97,000円未満		一般	基準額	25,000	24,600	24,600	24,600	4,500
			半額	12,500	12,300	12,300	12,300	
			0	0	0	0	0	
5-1 所得割課税 133,000円未満		一般	基準額	32,060	31,600	31,600	31,600	4,500
			半額	16,030	15,800	15,800	15,800	
			0	0	0	0	0	
5-2 所得割課税 169,000円未満	多子カウント 年齢制限有り	一般	基準額	37,140	36,630	36,630	36,630	4,500
			半額	18,570	18,310	18,310	18,310	
			0	0	0	0	0	
6-1 所得割課税 235,000円未満	【小学校就学前の 子どもで判定】	一般	基準額	42,910	42,270	42,270	42,270	4,500
			半額	21,450	21,130	21,130	21,130	
			0	0	0	0	0	
6-2 所得割課税 301,000円未満		一般	基準額	48,690	47,980	47,980	47,980	4,500
			半額	24,340	23,990	23,990	23,990	
			0	0	0	0	0	
7 所得割課税 397,000円未満		一般	基準額	61,990	61,060	61,060	61,060	4,500
			半額	30,990	30,530	30,530	30,530	
			0	0	0	0	0	
8 所得割課税 397,000円以上		一般	基準額	63,190	62,210	62,210	62,210	4,500
			半額	31,590	31,100	31,100	31,100	
			0	0	0	0	0	

●3歳以上児は令和元年10月から『幼児教育・保育無償化』のため保育料は無料です。

《多子軽減について》

◇階層区分『1』から『4-2』の方と『4-3・4-5』の方は、兄または姉の年齢制限なしで第1子、第2子と判定し、第2子は半額（階層区分2までの方またはひとり親世帯の方は0円）、第3子以降は0円となります。

◇階層区分『4-4』から『8』の方（『4-5（母子等）』を除く）は、小学校就学前の子どもで第1子、第2子と判定し、第2子は半額、第3子以降は0円となります。

◆『母子等』とは、『ひとり親世帯』のほか、『障害児（者）同居世帯』も含まれます。

※階層区分は、4月から8月までは前年度の市町村民税所得割課税額、9月から3月までは当年度分の市町村民税所得割課税額により決定します。